

三重県健康福祉部における医療事故の包括的公表について

平成 16 年 8 月 19 日

三重県健康福祉部

「三重県健康福祉部医療事故等公表基準」に基づき、平成 15 年度に三重県健康福祉部に所属する病院で発生した医療事故で包括的に公表する事例は、次のとおりです。

施設名	発生月	レベル	事故の状況・原因・対応策	事故にかかる治療行為	患者の身体的状況
三重県立草の实りハビリテーションセンター	10月	1	<p>入院児童の1人が、食堂での自習を終えプレイルームにもどった。プレイルームの棚の上にあるボールを取ろうとしてこれにより登り、誤って転落したため左腕を骨折した。</p> <p>食堂での自習を終えプレイルームに戻ってきた本児に職員が気づかなかったことと、子供が無理をすれば登れる棚であったことが事故の原因である。</p> <p>事故発生後は、入院児童の部屋間での移動に関し職員間の役割分担を明確にして確実にを行うことと、子供の行動については十分注意し目の届くところに職員がいるようにすることを再徹底した。また、高所の棚は閉鎖し、子どもが登ったり、遊び場とならないようにした。</p>	<p>局所麻酔を行い、徒手整復し、ギプス固定を施行した。ギプス固定のまま退院し、約6週間のギプス固定と、このための通院を要した。</p>	<p>骨折は順調に回復し、後遺症は無い。</p>
	12月	1	<p>外来患者甲がベルトコンベアー式歩行訓練装置(トレッドミル)で歩行訓練をしている最中に、外来患者乙の同伴者である幼児が後方より近づいたところ、稼働中のトレッドミルのベルトに足部が巻き込まれ、右足親指の付け根付近に傷を負った。</p> <p>稼働中のトレッドミルへの幼児の接近を防げなかったこと、また、トレッドミルのセンサーによる安全装置は歩行訓練者のみに作動し、第三者の後方からの接近には作動しない構造になっているにもかかわらず、ベルトの巻き込み部分が露出していたことに事故の原因がある。</p> <p>事故発生後は、患者1人に対し訓練士1人が確実に対応することや、職員が歩行訓練中の患者から離れないようにすることを再徹底した。また、ベルトコンベアーのベルト巻き込み部をカバーで覆い、足がベルトに引き込まれないように改良した。</p>	<p>傷の完治に約3週間を要し、その間外来通院を行った。</p>	<p>完治した。後遺症は無い。</p>